| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） | 普通自動車免許に係る講習 | 大型自動二輪車免許に係る講習 | 普通自動二輪車免許に係る講習 | 準中型自動車免許に係る講習 | 普通自動車免許に係る講習 | 大型自動二輪車免許に係る講習 | 普通自動二輪車免許に係る講習 | 原動機付自転車免許に係る講習 | 法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習 | 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習 | 法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習 | | |
| 講習一時間について千八百五十円 | 講習一時間について千四百五十円 | 講習一時間について二千八百円 | 講習一時間について二千六百五十円 | 講習一時間について六百円 | 講習一時間について五百円 | 講習一時間について千百五十円 | 講習一時間について千円 | 講習一時間について八百五十円 | 三百円 | 二百円 | 六百円（国家公安委員会規則で定める第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、三百円） | | |
| 講習一時間について千六百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千三百五十円 | 講習一時間について千五百五十円 | 講習一時間について千五百五十円 | 講習一時間について千五百五十円 | 講習一時間について千円 | 講習一時間について千六百円 | 五百円 | 三百円 | 七百五十円（国家公安委員会規則で定める第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、五百円） | | |

法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

| 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許をは受けて講習を行うも結果に基づいて検定のに限る。）（法第九十七条第三号イの第一項第一号に規定する者にみ対して行う。） | 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許をは受けて講習を行うも結果に基づいて検定のに限る。）（法第九十七条第三号イの第二項第一号に規定する者にみ対して行う。） | 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許をは受けて講習を行うも結果に基づいて検定のに限る。）（法第九十七条第三号イの第二項第二号に規定する者にみ対して行う。） |
|---|---|---|
| 千六百五十円 | 千四百円 | 五百五十円 |
| 三千四百五十円 | 四千四百円 | 千七百円 |
| 千六百五十円（当該認知機能検査の結果が該認知症のおそれがあると認められる者であつて、当該認知機能検査を行つた日から起算して一年以内に、当該認知機能検査を行つた府令で定める者に該当することとなるおそれがあるものとして府令で定めるものに基準に該当する者に限る。）千八百五十円） | 千四百円（当該認知機能検査の結果が該認知症のおそれがあると認められる者であつて、当該認知機能検査を行つた日から起算して一年以内に、当該認知機能検査を行つた府令で定める者に該当することとなるおそれがあるものとして府令で定めるものに基準に該当する者に限る。）千六百円） | 五百五十円（当該認知機能検査の結果が該認知症のおそれがあると認められる者であつて、当該認知機能検査を行つた日から起算して一年以内に、当該認知機能検査を行つた府令で定める者に該当することとなるおそれがあるものとして府令で定めるものに基準に該当する者に限る。）七百五十円） |
| 三千四百五十円（当該認知機能検査の結果が該認知症のおそれがあると認められる者であつて、当該認知機能検査を行つた日から起算して一年以内に、当該認知機能検査を行つた府令で定める者に該当することとなるおそれがあるものとして府令で定めるものに基準に該当する者に限る。）六千百円） | 四千四百円（当該認知機能検査の結果が該認知症のおそれがあると認められる者であつて、当該認知機能検査を行つた日から起算して一年以内に、当該認知機能検査を行つた府令で定める者に該当することとなるおそれがあるものとして府令で定めるものに基準に該当する者に限る。）六千百円） | 千七百円（当該認知機能検査の結果が該認知症のおそれがあると認められる者であつて、当該認知機能検査を行つた日から起算して一年以内に、当該認知機能検査を行つた府令で定める者に該当することとなるおそれがあるものとして府令で定めるものに基準に該当する者に限る。）三千七百円） |